

設備導入を 支援します

工業機械

CAD・CAM

業務用設備

建設機械



こんな
メリットが
あります

設備貸与制度のご案内

長期固定金利1.6%

さらに、県・市町から**利子助成**があります。

経営全般の**アドバイス**を**無料**で受けられます。

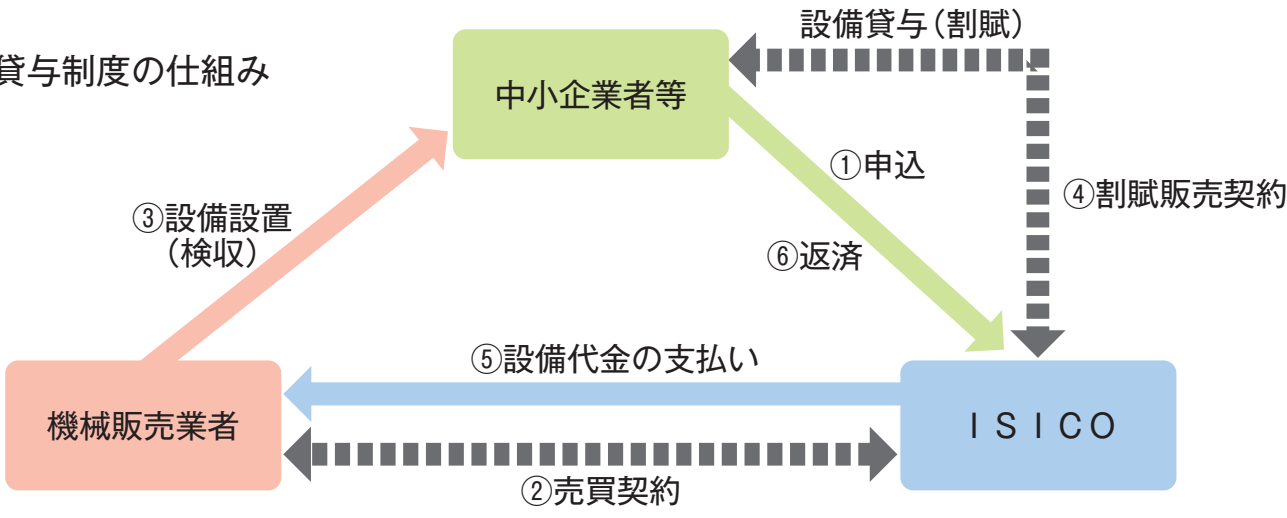
減価償却ができます。

金融機関とは別に**資金調達可能**です。

● 設備貸与制度の概要

設備貸与制度は、中小企業者等の皆様方が希望される設備を当機構が現金一括払いで購入し、長期・固定金利で割賦販売（完済後に所有権を移転）するものです。
※ 審査の結果、ご希望に添えないことがございます。

●設備貸与制度の仕組み



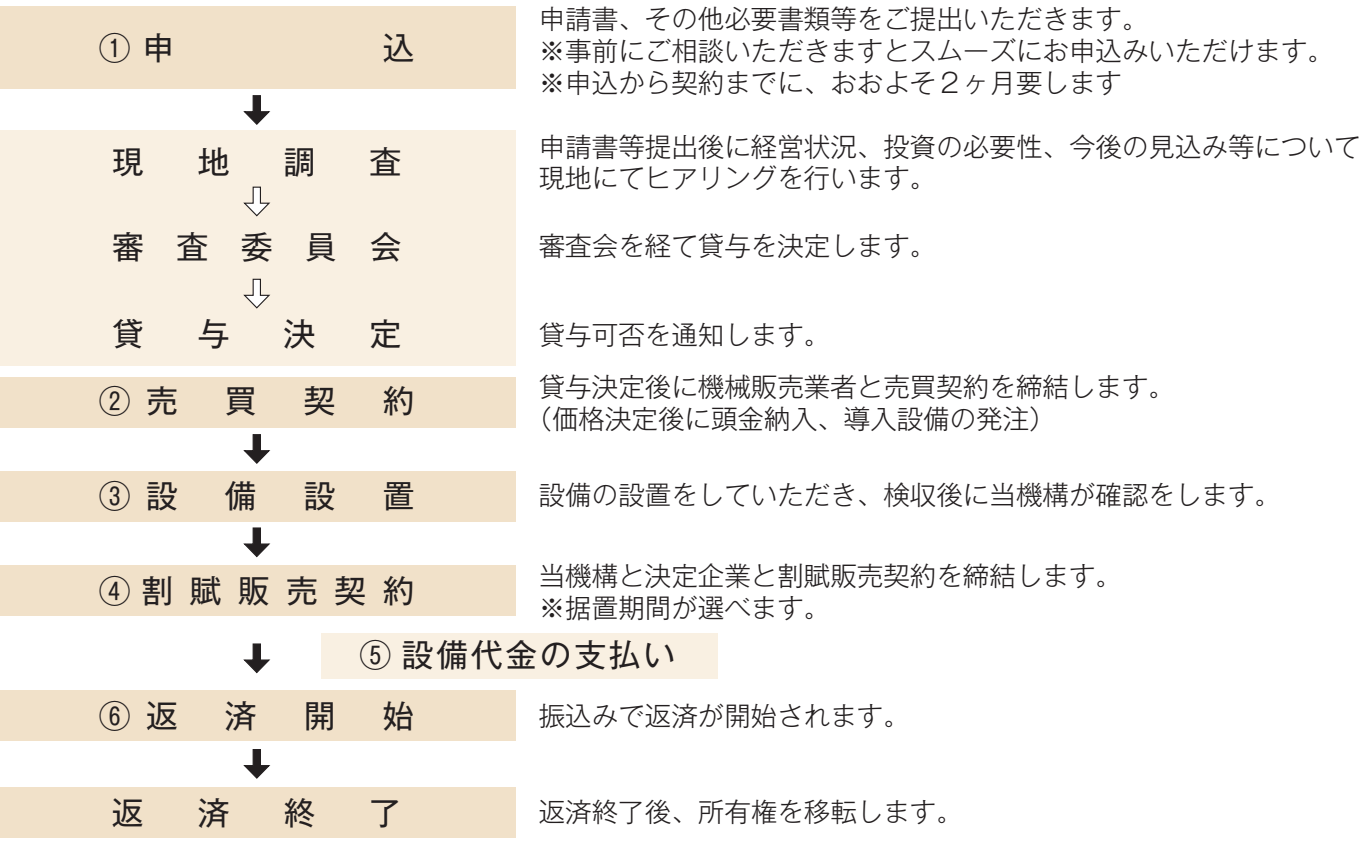
1. 対象要件

対 象 企 業	・ 中小企業（中小企業基本法に定義されたもの） ・ 性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種は対象外となります。
対 象 設 備	・ 石川県内に設置し、自己の企業で使用する機械設備等 ・ 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外となります。

2. 貸与条件

貸 与 限 度 額	100万円～ 1 億円（消費税込）
割 賦 損 料 (利 率)	年 1.6％（県・市町から利子助成があります）
貸 与 期 間	10年以内（うち据置期間 1 年以内）（耐用年数により 3 ～ 10 年）
返 済 方 法	原則「月賦」元金均等返済
連 帯 保 証 人	必要に応じてお願いする場合があります。
担 保	原則担保不要です。
損 害 保 険	貸与期間中は、貸与設備に損害保険を付保し、保険料を負担していただきます。
固 定 資 産 税	固定資産に計上し、固定資産税の申告・納付が必要です。
設 備 の 所 有 権	完済までは当機構が留保し、完済後に移転します。
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は、貸与企業に負担していただきます。 制度利用期間中は、毎期決算書の提出をお願いします。

3. 制度の流れ



4. 石川県利子補給制度の概要

区 分		助成率	内 容
企業規模	小規模企業者優遇分	0.25%	小規模企業者とは常時使用する従業員の数が20人（商業・又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として行う者については5人）以下の事業者
事業内容	経営革新等分	0.25%	経営革新計画の承認を受け、新たな事業展開等を行う企業
実施場所	過疎・準過疎地域分	0.25%	石川県内における過疎地域等は、別表の通り

※市町からの利子助成は別紙参照、当機構又は各市町にお問合せください。
※実質割賦損料負担は、貸与期間、実施場所により異なります。
※県と市町の利子助成率は合わせて 1.6％が上限です。
※助成率の適用については事前にお問い合わせください。

別表

過 疎 地 域 等
七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、穴水町、能登町、旧山中町、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村、志賀町、中能登町、宝達志水町、旧河内村、旧高松町

● その他留意点等

1. 設備設置の時期

貸与決定後に当機構と機械販売業者が価格を決め、その後に設備を設置していただきます。なお前年度以前に設置されていた設備、貸与決定前に導入された設備または事前契約を行った場合は対象となりません。

2. 下取り

下取りがある場合は、事前にお知らせください。

3. 重複融資等

他の資金（補助金等）を利用して導入する設備は対象となりません。

4. 無断処分・無断変更

当機構の承諾を得ずに貸与設備を売却または賃貸したり、改造することはできません。

注意

貸与後に、不正行為が判明した場合には、貸与額の全部を繰上げ償還していただき、年 10.75% の違約金をかけさせていただきます。企業名（ディーラーも関与していると認められる場合は、そのディーラー名を含む）が公表され、本制度の利用が3年間禁止されます。

● 提出書類

添付書類（■は必須、□は必要に応じて提出）	
■	① 申込書、売上明細書、借入金・リース明細書（当機構様式） ※必要に応じて総勘定元帳をお願いする場合があります
■	② 見積書、カタログまたは設計図、仕様書等
■	③ 直近1期分の法人事業税又は個人事業税の納税証明書（県税または県総合事務所で発行のもの）
■	④ 金融機関の借入残高証明書 （借入金残高がある全ての金融機関において、直近月末の日付で発行のもの）
■	⑤ 直近3期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、減価償却明細表、勘定科目内訳書、確定申告書及び別表一～十六） ※グループ会社等がある場合は、その財務内容等の経営内容がわかる書類（決算書等）
■	⑥ 月次試算表（出来ているところまで）
□	⑦ その他 ・免許、許認可等が必要な業種にあつては、その写し等 ・新事業進出の場合は『事業計画書』が必要になります ・その他必要に応じて追加書類を依頼する場合があります

注意

インボイス制度にご登録されていないディーラーからのご購入については、制度をご利用できない場合がありますのでご注意下さい。



お問合せ / お申込



公益財団法人 石川県産業創出支援機構

企業振興部 設備導入支援課

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター 新館1階

TEL: (076) 267-1174 【直通】

URL: <https://www.isico.or.jp/site/setsubi/>

E-mail: setsubi@isico.or.jp